

## 損失処理案

(単位：円)

摘 要	金 額
当 期 未 処 理 損 失	15,821,310,687
これを次のとおり処理いたします。	
次 期 繰 越 損 失	15,821,310,687

独立監査人の監査報告書

平成15年 5月19日

F D K 株式会社  
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	土 肥 準 三	Ⓔ
関与社員			
代表社員	公認会計士	神 谷 和 彦	Ⓔ
関与社員			
関与社員	公認会計士	荒 田 和 人	Ⓔ

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第21条の規定に基づき、FDK株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第74期営業年度の計算書類、すなわち貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び損失処理案並びに附属明細書及び附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録部分及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録部分であるこの計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査人の責は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査人は我が国において一般に公正妥當と認められる監査の基準に準じて監査を行った。監査の基準は、当監査法人保計算書類及び附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを目的とする。監査は、試行を基礎として行われ、経営者の採用も含めたその計測方法並びに経細書によって行われ、た見積りを含んで行われる。当監査人は、附属明細書の表示を十分に検討することを含んで行われ、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めると認めた子会社に対する監査手続を含んでいる。

- 監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。
- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益状況を正しく示しているものと認める。
  - (2) 重要な会計方針（会計方針の変更）に記載のとおり、会社は、技術指針収入について（従来、営業外収益に計上していたが、当営業年度か製造販売の移当に含めて計上することにより金額的重要性が高まってきたことにより適正にするために行ったものであり、相当と認める。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
  - (3) 損失処理案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
  - (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第74期営業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、子会社に対し営業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務および財産の状況を調査いたしました。

また、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法および結果は、相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 損失処理に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても、取締役の義務違反は認められません。

平成15年5月23日

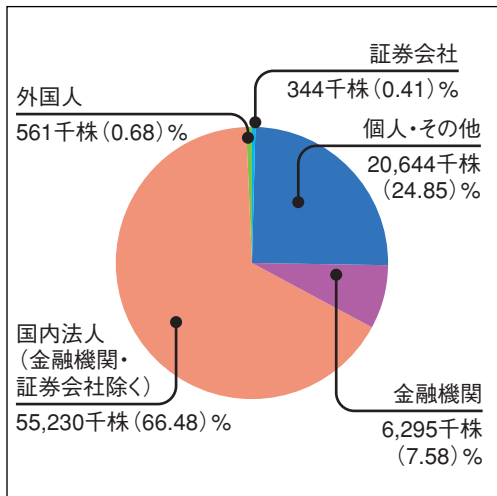
FDK株式会社	監査役会				
監査役(常勤)	大	木	義	次	ⓐ
監査役	高	谷	卓		ⓑ
監査役	石	橋	鉄之介		ⓒ
監査役	小	泉	信		ⓓ
					以上

(注) 監査役高谷 卓および小泉 信の両氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

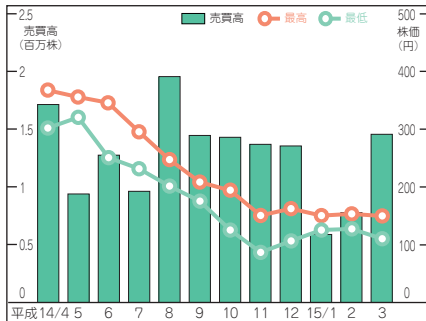
以上

(ご参考)

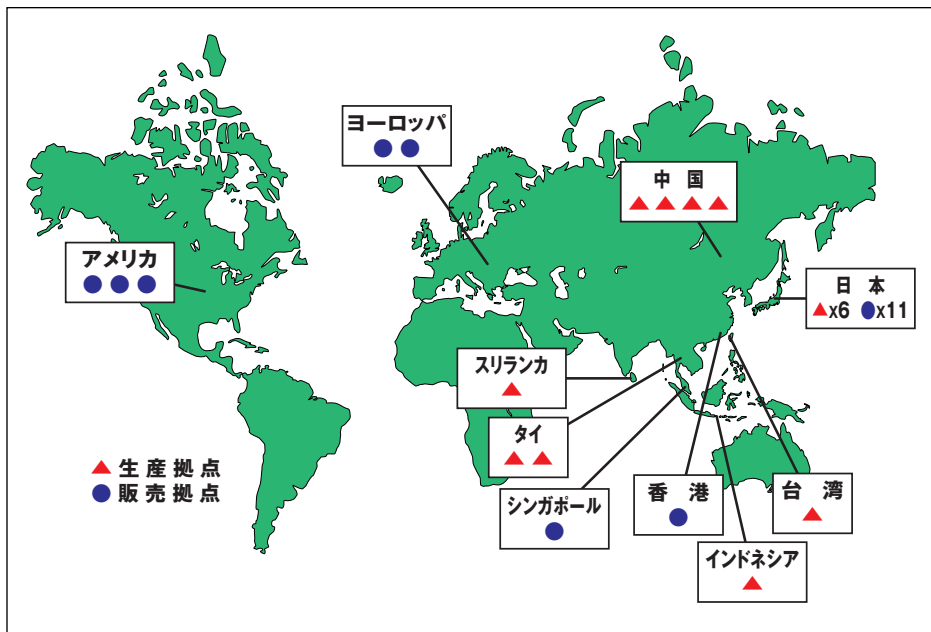
●株式の所有者別状況(株式数比率)



●株価および売買高の推移



●FDKグループの生産・販売拠点



●連結貸借対照表 (平成15年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1. 現金及び預金	12,516	1. 支払手形及び買掛金	17,576
2. 受取手形及び売掛金	22,162	2. 短期借入金	31,896
3. たな卸資産	10,333	3. 1年内返済長期借入金	4,089
4. 繰延税金資産	210	4. 未払法人税等	309
5. その他	2,886	5. その他	4,429
6. 貸倒引当金	△ 116	流動負債合計	58,301
流動資産合計	47,991		
II 固定資産		II 固定負債	
(1)有形固定資産		1. 長期借入金	17,111
1. 建物及び構築物	11,099	2. 退職給付引当金	2,677
2. 機械装置及び運搬具	12,337	3. 役員退職給付引当金	188
3. 工具器具及び備品	2,477	4. 繰延税金負債	28
4. 土地	4,469	5. その他	74
5. 建設仮勘定	559	固定負債合計	20,080
有形固定資産合計	30,944	負債合計	78,382
(2)無形固定資産	1,353	(少数株主持分)	
(3)投資その他の資産		少数株主持分	1,282
1. 投資有価証券	368	(資本の部)	
2. 長期貸付金	22	I 資本金	13,206
3. 繰延税金資産	148	II 資本剰余金	7,585
4. その他	635	III 利益剰余金	△ 18,268
5. 貸倒引当金	△ 92	IV その他有価証券評価差額金	41
投資その他の資産合計	1,081	V 為替換算調整勘定	△ 846
固定資産合計	33,379	VI 自己株式	△ 12
		資本合計	1,706
資産合計	81,370	負債、少数株主持分及び資本合計	81,370

●連結損益計算書 (平成14年4月1日から  
平成15年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売 上 高		86,258
II 売 上 原 価		74,305
売 上 総 利 益		11,952
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,492
営 業 利 益		459
IV 営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息	42	
2. そ の 他	428	471
V 営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	815	
2. そ の 他	5,064	5,880
経 常 損 失		4,949
VI 特 別 利 益		
1. 連 結 子 会 社 持 分 変 動 益	72	
2. 固 定 資 産 売 却 益	37	110
VII 特 別 損 失		
事 業 構 造 改 革 費 用	1,304	1,304
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		6,143
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	181	
法 人 税 等 調 整 額	△ 77	103
少 数 株 主 利 益		19
当 期 純 損 失		6,266

●役員（平成15年6月1日現在）

取締役・監査役

代表取締役	井上昌彦
代表取締役	鈴木惟司
取締役	杉本俊春
取締役	土屋彰
取締役	高梨裕文
取締役	永田旭
常勤監査役	大木義次
監査役	高谷卓
監査役	石橋鉄之介
監査役	小泉信

(注) 監査役高谷 卓および小泉 信の両氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

執行役員

社長 (CEO兼COO)	鈴木惟司
執行役員専務 (CFO)	杉本俊春
執行役員常務 (CTO)	土屋彰
執行役員 (電池営業本部長)	森村陽一
執行役員 (電子営業本部長)	北條昌行
執行役員 (回路デバイス事業部長 兼コンポーネント事業部長)	佐々木勇
執行役員 (経営企画統括部長)	中澤正典
執行役員 (ハイブリッドモジュール事業部長)	樽井保夫
執行役員 (パワーシステム事業部長)	鎌田彰

## ●株主メモ

決 算 期	毎年3月31日
定時株主総会	毎年6月
株主名義書換	
1.名義書換代理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
2.同事務取扱所	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 (証券代行事務センター) 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部 郵便番号168-0063 電話(03)3323-7111(代表)
3.同 取 次 所	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店、全国各支店
4.基 準 日	毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなします。
公告掲載新聞	東京都において発行する日本経済新聞  なお、当社は決算公告に代えて、貸借対照表および損益計算書を当社のホームページ ( <a href="http://www.fdk.co.jp/kessan-j/index.html">http://www.fdk.co.jp/kessan-j/index.html</a> ) に掲載しております。
上場証券取引所	東京証券取引所市場第一部



**FDK**

URL <http://www.fdk.co.jp/>